

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 4 年 6 月 1 日 至 令和 5 年 5 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人一二三会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 鹿児島県出水市六月田町 5 6 7 番地 1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 27 年 8 月 31 日

(4) 設立登記年月日 平成 27 年 9 月 2 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	茶 圓 卓 郎	管理者
理 事	茶 圓 レイ	
同	茶 圓 アツ子	
同	山 本 恒由	
同	山 本 いく子	
監 事	脇 本 弘 紀	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（診療所を営し、科学的でかつ適正な医療を普及する業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	ちゃえん歯科	鹿児島県出水市六月田町 567 番地 1	一般病床 0 床 療養病床 0 床 [医療保険 0 床] [介護保険 0 床]

注) 1. 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 7 月 26 日 ①令和 3 年度（自令和 3 年 6 月 1 日 至令和 4 年 5 月 31 日）決算の決定

②令和 4 年度（自令和 4 年 6 月 1 日 至令和 5 年 5 月 31 日）借入金額の最高限度額の決定

③令和 4 年度 理事の役員報酬限度額の承認

令和 5 年 5 月 23 日 令和 5 年度（自令和 5 年 6 月 1 日 至令和 6 年 5 月 31 日）の事業計画及び収支予算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(7) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人 一二三会
所在地 鹿児島県出水市六月田町 5 6 7 番地1

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 5 年 5 月 31 日現在)

1. 資 産 額	215,677,036 円
2. 負 債 額	72,580,945 円
3. 純 資 産 額	143,096,091 円

(内 訳) (単位：円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	177,799,303
B 固 定 資 産	37,877,733
C 資 産 合 計 (A+B)	215,677,036
D 負 債 合 計	72,580,945
E 純 資 産 (C-D)	143,096,091

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

この写しは原本に相違ないことを証明する。

医療法人 一二三会
理事長 茶園卓郎

様式 3 - 2

法人名 _____ 医療法人 一二三会
 所在地 _____ 鹿児島県出水市六月田町567番地1

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
 (令和 5 年 5 月 31 日現在)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	177,799,303	I 流 動 負 債	57,368,945
II 固 定 資 産	37,877,733	II 固 定 負 債	15,212,000
1 有 形 固 定 資 産	22,347,307	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	3,446,432	負 債 合 計	72,580,945
3 そ の 他 の 資 産	12,083,994	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 基 金	1,000,000
		II 積 立 金	142,096,091
		(うち代替基金)	0
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	143,096,091
資 産 合 計	215,677,036	負 債 ・ 純 資 産 合 計	215,677,036

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人 一二三会
 所在地 鹿児島県出水市六月田町567番地1

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

損 益 計 算 書
 令和4年6月1日 至 令和5年5月31日

(単位：円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	231,474,858
2 事業費用	193,803,035
本来業務事業利益	37,671,823
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	37,671,823
II 事業外収益	1,259,013
III 事業外費用	63,616
経常利益	38,867,220
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	38,867,220
法人税等	9,140,300
当期純利益	29,726,920

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人一三三会
所在地 鹿児島県出水市六月田町567番地1

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 当法人理事長〇〇〇〇の配偶者が代表取締役である法人。

(注) 2. A社からの医薬品の購入に関する取引価格は市場価格を勘案して決定し、支払条件は翌月末現金払いとしている。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員			短期借入金	借入金		短期借入金	35,007

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人一二三会
理事長 茶圓 卓郎 殿

私は、医療法人一二三会の令和1年会計年度（令和4年6月1日から令和5年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年7月25日

医療法人 一二三会

監事 脇本 弘紀

